

議案第48号

斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に準じて、本町における乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

1. 主な制定内容

（1）事業者の一般原則（第5条関係）

事業者は、利用乳幼児の人権と人格を尊重して運営します。地域との連携や情報提供、自己評価と外部評価の実施・公表に努めます。必要な設備を安全配慮のもとに整え、暴力団関係者等の関与を排除します。

（2）安全計画の策定等（第7条関係）

事業者は、事業所ごとに安全計画を策定し、設備点検、日常生活・所外活動の安全指導、職員の研修・訓練等を実施します。計画については、職員・保護者に周知し、連携を図るとともに、定期的に見直し必要に応じて変更します。

（3）虐待等の禁止（第13条関係）

職員は、児童福祉法第33条の10第1項各号に該当する行為その他、利用乳幼児の心身に有害な行為を行ってはならないこととします。虐待の防止を徹底し、子どもの安全と権利を守ります。

（4）衛生管理等（第14条関係）

事業者は、設備・食器・飲用水の衛生管理に努め、必要な措置を講じます。感染症・食中毒の発生やまん延防止のため、職員への研修・訓練を定期的に行うよう努めるとともに、必要な医薬品等を備え、適正に管理します。

(5) 秘密保持等（第18条関係）

職員は、業務上知り得た利用乳幼児又は家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこととします。事業者は退職者も含め秘密保持が守られるよう必要な措置を講じ、個人情報保護と信頼性の確保に努めます。

(6) 事業の区分（第20条関係）

事業は「一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型」という。）」と「余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「余裕活用型」という。）」に区分します。一般型は施設の利用定員とは関係なく乳幼児を受け入れる形態で、余裕活用型は保育所・認定こども園・家庭的保育事業所で、利用定員に空きがある範囲で乳幼児を受け入れる形態です。

(7) 設備基準（第21条・第25条関係）

一般型の事業所は、年齢区分に応じて乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室と便所を設け、所要面積と必要用具を備えます。

余裕活用型の事業所は、施設区分に応じて各制度の既存基準を適用します。保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、認定こども園は各型の設備・運営基準、家庭的保育事業等は省令基準に従います。

(8) 職員の配置基準（第22条・第25条関係）

一般型の事業所には、町長等の研修を修了した従事者を配置します。配置基準は乳児3人に1人、1歳以上3歳未満6人に1人以上で、半数以上は保育士とします。

余裕活用型の事業所は、施設区分に応じて各制度の既存基準を適用します。保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、認定こども園は各型の設備・運営基準、家庭的保育事業等は省令基準に従います。

2. 施行期日

公布の日から施行します。